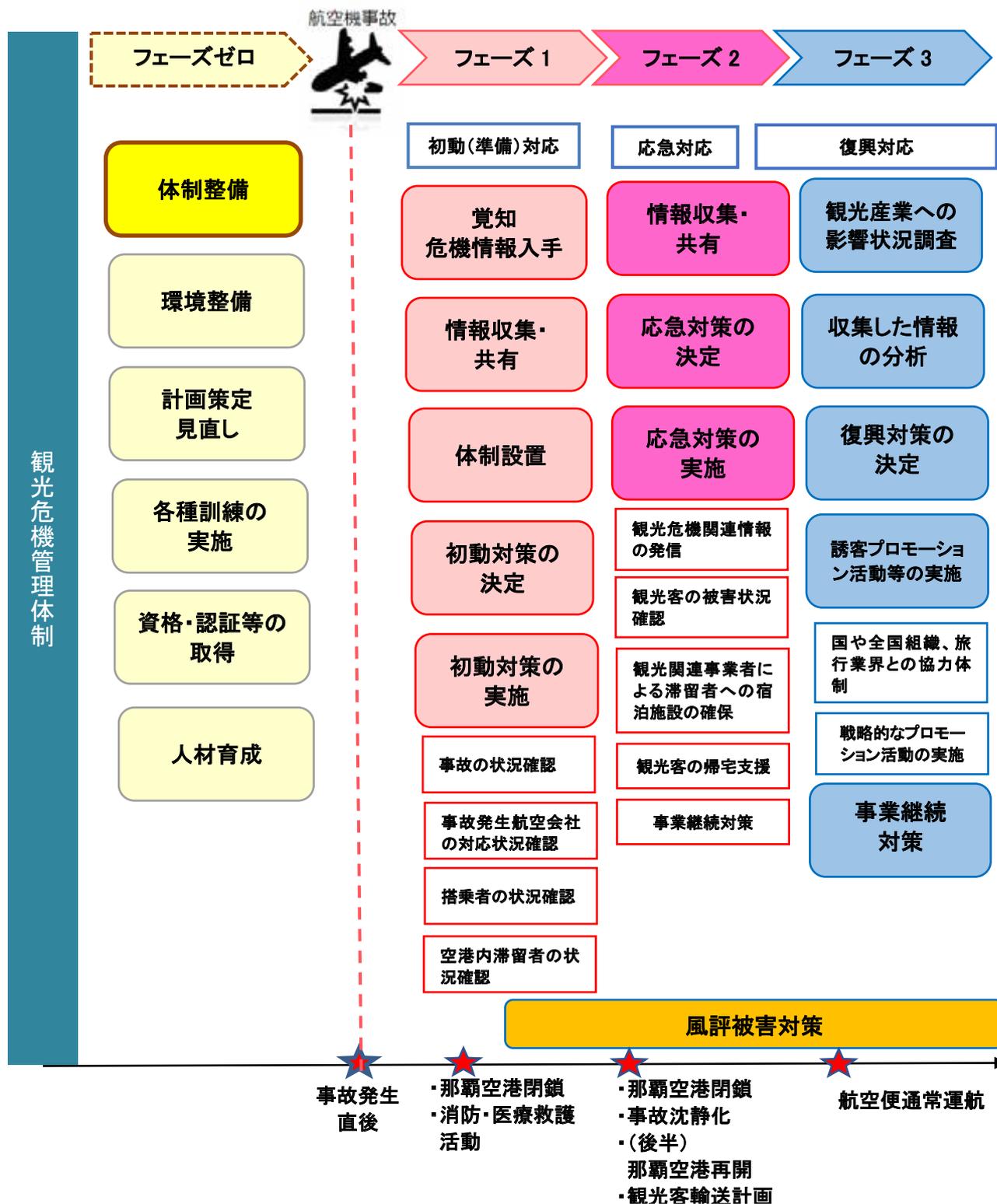


2 人為災害・危機におけるフェーズごとの行動手順
 (1) 航空機事故災害対応基本マニュアル

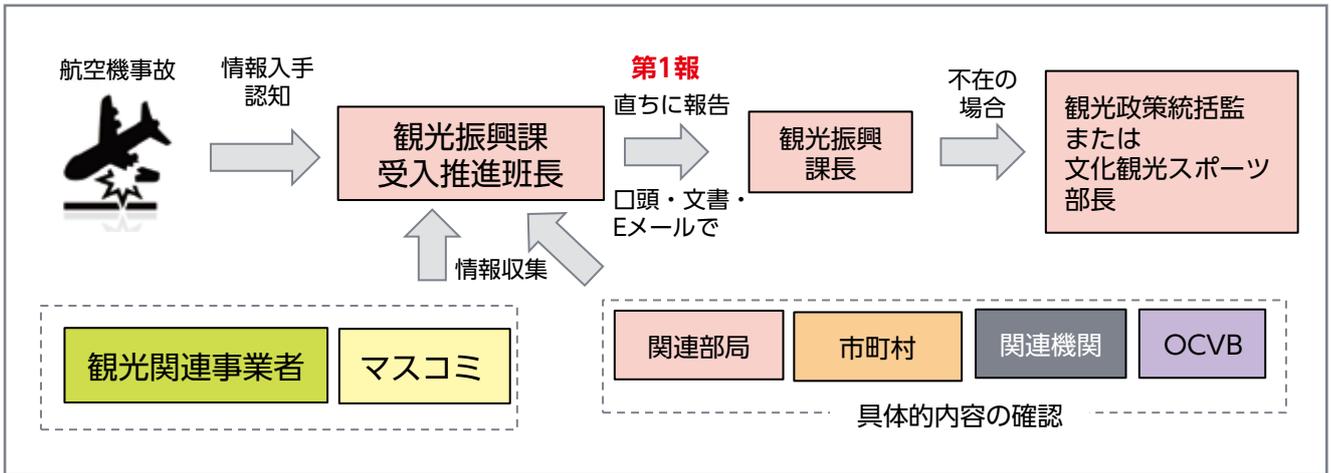
【観光危機管理対応フロー】※全機関共通



①フェーズ1 初動・準備対応

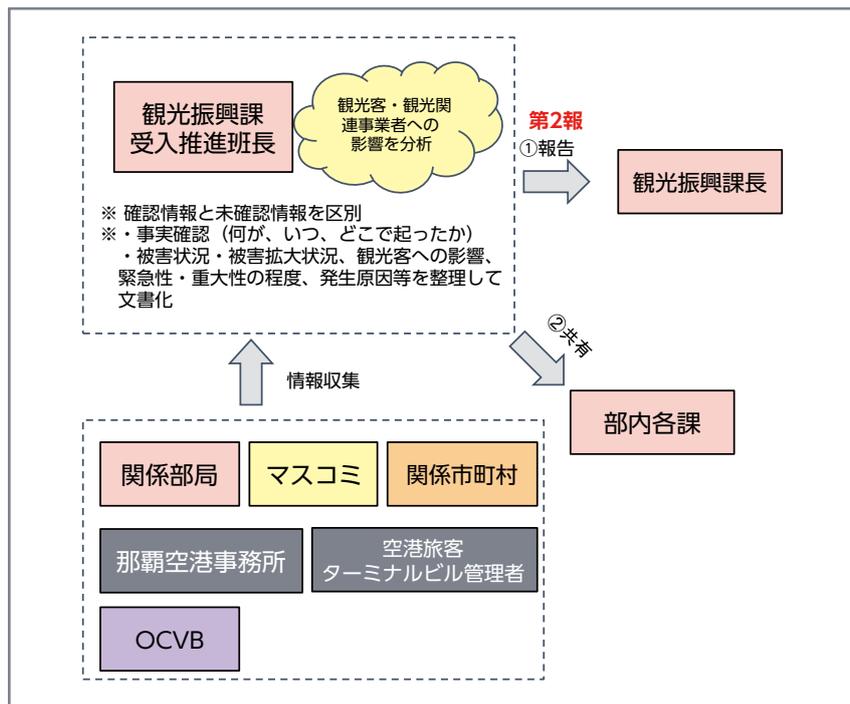
①-1 覚知

- ・観光振興課 受入推進班長は、観光関連事業者やマスコミ等から航空機事故情報を入手(認知)した際、ただちに観光振興課長に報告する。なお、観光振興課長が不在の場合は、観光政策統括監又は部長へ報告する。(資料編P8 様式1参照)
- ・報告を受けた観光振興課長は、部長、観光政策統括監、部内各課長に報告する。



①-2 情報収集・共有

- ・観光振興課 受入推進班長は、災害の概況を確認するため、報道や関連部局等から関係する情報を収集する。
- ・観光振興課 受入推進班長は、収集した情報に基づき、観光客・観光関連事業者への影響等を推測し、観光振興課長に報告する。(資料編P9 様式2参照)
- ・観光振興課 受入推進班長は、収集した情報の分析結果を部内各課へ提供し、共有を図る。



例示：収集する情報	例示：情報収集先
事故の状況 事故発生航空会社の対応状況 搭乗者の状況 空港内滞留者の状況	マスコミ、防災危機管理課、空港課、関係市町村、 那覇空港事務所、航空会社、空港旅客ターミナル ビル管理者、OCVB

①-3 体制設置

STEP1 平常時～フェーズ1(初動)の体制

★県内において、航空機・船舶事故等の人為災害・危機が発生した場合

- ・原則、通常業務の範囲内において、観光政策課 総務班長及び観光振興課 受入推進班長は配置につく。業務時間外の場合は、電話やメール等で情報収集に努め、必要に応じて登庁する。
- ・観光政策課長又は観光振興課長は、観光危機の状況及び推移等によっては、県による組織的な危機対応が必要とされる場合、また、観光客及び観光産業への影響に関する情報収集、分析及び共有する取組を強化する必要があると判断される場合、観光政策統括監に連絡会議の開催を求めることができる。

①-4 初動対策の決定

- ・観光振興課長は、分析結果を部長に報告する。
- ・部長は、今後の対応事項を検討・決定するとともに、観光危機管理警戒本部又は観光危機管理対策本部の設置を検討・決定する。
(地震・津波対応基本マニュアルP45 ①-4参照)

STEP2 観光危機管理警戒本部

★全庁的な組織体制が設置されない場合で、かつ、以下の状況の場合に設置する。

- ・県内において、航空機・船舶事故等が発生し、観光客又は観光関連事業者に相当程度の被害が発生、又は、発生するおそれがあり、県の組織的対応が必要、又は、必要となることが想定される場合

STEP3 観光危機管理対策本部

★全庁的な組織体制が設置されない場合で、かつ、以下の状況の場合に設置する。

- ・県内において、航空機・船舶事故等が発生し、観光客又は観光関連事業者に甚大な被害が発生、又は、発生するおそれがあり、その対策及び回復等を特に強化して対処する必要がある場合

①-5 初動対策の実施

- ・観光政策課 総務班長・観光文化企画班長、観光振興課 受入推進班長は、決定された初動対策を実施する。

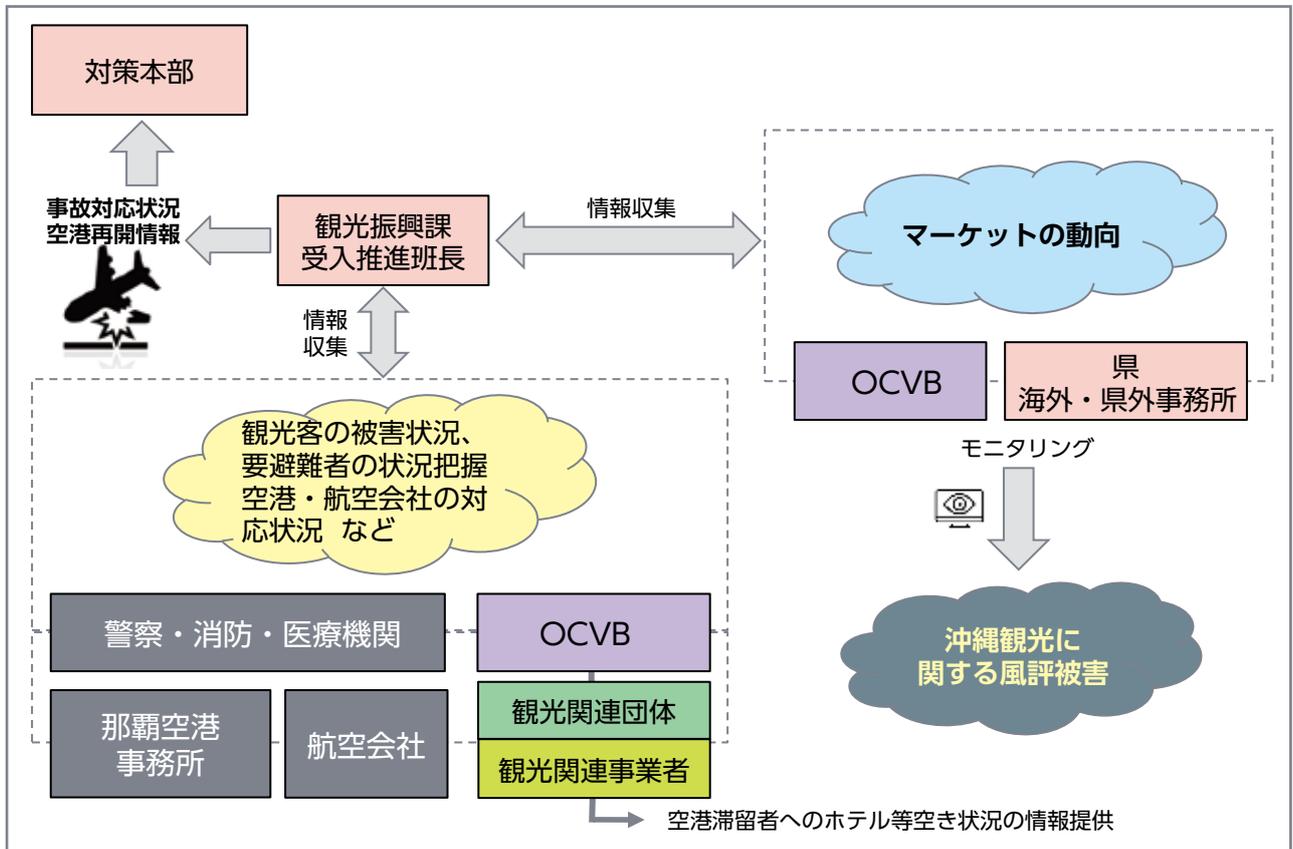
※ 沖縄県対策本部(以下「対策本部」という。)の設置。以下の行動手順は、この時点で対策本部が設置されたものと仮定している。なお、対策本部が設置されない状況で、観光危機管理対策を実施する必要がある場合は、観光危機管理対策本部等がその役割を担う。

(地震・津波対応基本マニュアルP47 ①-5参照)

②フェーズ2 応急対応

②-1 情報収集

- 観光振興課 受入推進班長は、観光客、観光関連事業者及び沖縄観光の状況に関する情報を収集する。(時間経過とともに収集内容を充実させる。)



②-2 応急対策の決定

- 観光振興課長は、企画した応急対策を部長に報告し、部長は応急対策を検討・決定する。
- 部長は、決定した応急対策について、部内各課長に指示する。
(地震・津波対応基本マニュアルP48 ②-2参照)

③フェーズ3 復興対応

- 文化観光スポーツ部は、空港閉鎖の長期化等により、沖縄の観光産業に大きな影響を与える航空機事故等が発生した場合、「地震・津波災害対応基本マニュアル」P57～P63 ③復興対応を参考に対応にあたる。

対応事例(大規模火災/施設火災/夜間)

首里城火災の対応

2019年10月31日に首里城で発生した火災により、正殿を含む建物9棟が焼損。沖縄総合事務局、沖縄県、沖縄美ら島財団が連携し、再発防止、復興対応を実施。主な復興対応は、首里城正殿等の復元に向けて、正殿を皮切りとした「首里城復元」、復元の現場や過程を一般へ公開・発信する「段階的公開」、それらの実施を通じた「地域振興・観光振興への貢献」の取組を実施。

一般の人々も参加できる赤瓦漆喰はがしボランティア活動や復興関連イベントを通して、沖縄の地域振興・観光振興への貢献に努めながら復興対応を実施することにより、県民と一体となった復興への取組を実施した。